

光明寺墓地公園永代供養墓霊園使用規定 「ふたり」「風の詩」「はなもえぎ」

1 使用目的

当施設内の墓所は、使用权者の行うプレート墓の設置及び焼骨の埋蔵以外の目的に使用することができない。また、当施設には動物等の遺体の埋葬及び埋蔵はできません。

2、施設使用申込み

当施設申込みの場合は、所定の書類に必要事項を記入の上、使用者の住民票(本籍記載で3ヶ月以内のもの)を添え申込んでください。尚、プレート墓は霊園規格であり既設の設備のご購入となります。

使用申込み者は申込に際して下記の内容を届け出て下さい。

- ①当施設に埋蔵される遺骨の氏名と使用者との続柄。
- ②当施設に埋葬を予定される方の氏名と使用者との続柄。(生前予約)
- ③使用者が埋葬予定者である場合、使用者死亡の際そのご遺骨を持参し納骨立ち合いする方。

3 使用許可

前条(第2条)に定める書類の提出及び住民票の添付と、所定の永代使用料及び所定の永代護持供養料並びに所定の墓石代を納付した時にその墓所の使用を許可するものとし、使用許可証を発行する。

4 墓地管理

墓地の公共部分の管理は当霊園指定の有限会社光明管理が行う。当該管理会社の管理の範囲は公共通路、公共施設・設備の管理維持と緑地保全とする。

5 埋骨手続き

使用权者が埋骨しようとする時は、管理者に市町村長の発行する火葬許可証または埋・改葬許可証を提出し、あらかじめその許可を受けなければならない。但し、当施設1区画への納骨数は2霊までとする。

6 墓碑工事の施工者

当施設内におけるプレート墓設置・彫刻工事、またその他の施工は、当霊園の指定する石材業者でなければ施工する事ができない。

7 使用权の承継

- ①使用权者は、使用权について、譲渡・転貸・担保権の設定など一切の行為を行う事ができない。
- ②使用权者が死亡したときは、民法の定めによる祖先の祭祀を主宰すべき者が使用权を承継する。(永代護持供養墓は承継を妨げるものではありません。使用者及びその承継者においてそのお墓の儀礼祭祀を司っていただくこととなります。)

8 使用权の引き継ぎ

次の各号のいずれかに該当するときは使用权を光明寺が引き継ぎ合葬する事なく永代供養を行う。

- ①使用权者が死亡したときから2年経過しても祖先の祭祀を主宰すべき者の届け出がなかった時。
- ②使用权者が行方不明となり、5年経過しても祖先の祭祀を主宰すべき者の届け出がなかった時。
- ③使用权者が管理者への承継を申し出た時。

9 変更の届け出

使用权者の本籍・住所・氏名に変更があった時には、本籍地記載の住民票を添付のうえ遅滞なく届け出なければならない。

10 使用許可の取消

次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消す事ができる。

- ①使用目的以外の目的に使用した時。
- ②使用权者以外の者に使用させた時。
- ③管理者の許可を受ける事なく、埋骨・墓碑工事・その他現状変更をした時。
- ④霊園の指定する石材業者以外の者に石工の施工をさせた時。
- ⑤他の墓地使用者への著しい迷惑となる行為、また墓地としての尊厳を損なう行為をした時。
- ⑥その他、法令・規定に違反した時。

11 現状回復

上記10、により使用許可が取り消された時、速やかに原状回復するものとする。